

受身文「AはBにCをVれる・られる」に関する一考察 ——中日対訳コーパスに基づき¹

A Study of the Passive Construction “*A wa B ni C o V reru/rareu*” based on Chinese-Japanese Corpora

陳 陸琴・劉 琛琛

CHEN Luqin & LIU Chenchen

1 はじめに

現代日本語の受身をめぐる研究が盛んに行われて来た。寺村（1982）では日本語の受身を直接受身と間接受身に二分している同時に、意味特徴と構文特徴という二つの角度から直接受身と間接受身を述べている²。例えば、直接受身文の「直孝は祖母に育てられた」は、主格の名詞「直孝」が述語動詞「育てる」の影響を直接的に受け、また対応する能動文「祖母が直孝を育てた」を持つ。それに対し、間接受身文の「アーサー王子がラビック王に両親を殺された」は、主格の名詞「アーサー王子」が述語動詞「殺す」の影響を間接的に受け、また「ラビック王がアーサー王子を（に）両親を殺した」とすると、非文となる。また、寺村の分類では「持ち主の受身文」も「間接受身文」の一種であると指摘している。

なお、寺村（1982）では、「X が Y に Z を V られる」³という表面構造がすべて間接受身とは限らないと指摘されているが、この表面構造が他にどのような受身文を表すのか、これらの受身文はどのような構文特徴を持っているのかについて詳しく述べられていない。

¹ 本論文は2012年度中国浙江省社会科学界連合会プロジェクト研究『中（普、粵）日語“慣常体”的対比研究』と2011年度中国浙江省言語文字委員会プロジェクト研究『中日語言“慣常体”的対比研究』との研究成果の一つであり、それぞれ2012N168とZY2011C08である。（本論文为中国浙江省社会科学界联合会2012年研究课题“中（普、粵）日語“慣常体”的対比研究”和浙江省语言文字工作委员会科研项目“中日語言“慣常体”的対比研究”的成果之一，项目号分别为2012N168和ZY2011C08）

² 寺村（1982）は、直接受身と間接受身についての意味特徴と構文特徴を論じている。次の表のようにまとめられる。

	意味特徴	構文特徴
直接受身	主格の名詞が述語動詞の語幹によって表わされる動作（その仕手は「Yニ」のY）の直接影響を受ける	直接受身文「XガYニ～サレル」が、「YがXヲ（ニ）～スル」という対応する能動表現を持つ（それに規則的に転換できる）
間接受身	主格補語の受ける影響が間接的である	対応する能動表現を持たない（「XガYニ（Zヲ）～サレル」を「YガXヲ（ニ）（Zヲ）～スル」とすると非文ができる

³ 寺村（1982）では「X が Y に Z を V られる」が使われている。両者を区別するために、本稿では、「A が B に C を V れる・られる」という形式を使いたい。ガ格A、二格B、ヲ格Cはそれぞれ受動者、動作主、動作の対象を表し、Vは述語動詞を表す。

そこで、本稿では中日対訳コーパスの実例を通し、先行研究を踏まえ、「A がBに CをV れる・られる」という文型に関する一考察を行いたいと思う。

2 日本語受身文の分類

2.1 先行研究

日本語受身文の分類についてさまざまな議論が行われているが、本稿では本考察に関する先行研究だけ紹介しておく。

鈴木（1972）は、能動文になる立場の動詞の示す動きの「直接対象、相手、持ち主、第三者」のどれを主語として表すかということによって、日本語受身文を「直接対象のうけみ」、「あい手のうけみ」、「もちぬしのうけみ」、「第三者のうけみ」に四分類している。

- ① 直接対象のうけみ さち子が二朗になぐられた。
- ② あい手のうけみ 花子は太郎に算数をおしえられた。
- ③ もちぬしのうけみ 太郎がスリにさいふをすられた。
- ④ 第三者のうけみ わたしたちはとなりのむすこに一晩中レコードをかけられた。

鈴木（1972）の分類とほとんど同じように、高橋（2003）では、受身文は「直接対象のうけみ」、「間接対象のうけみ」、「もちぬしのうけみ」、「第三者のうけみ」の四種類に分けられている。

- ① 直接対象の受身 バトンが第一走者から第二走者に渡された。
- ② 間接対象の受身 第二走者が第一走者からバトンを渡された。
- ③ 持ち主の受身 花子が財布をすりにすられた。
- ④ 第三者の受身 わたしは子供につりざおを振り回された。

また、高橋（2003）では、第三者のうけみ（めいわくのうけみ）は「もとの文の動作メンバーでないもの（第三者）が主語となり、その第三者がはためいわくをうけることをあらわすうけみ構文である」と指摘されている。

寺村（1982）は、受身文の主語が述語動詞によって表わされる動作（動き）の直接影響を受けるか、間接影響を受けるかに基づき、日本語受身文を「直接受身」と「間接受身」に分けている。

- ① 直接受身 直孝は祖母に育てられた。
- ② 間接受身文 アーサー王子がラビック王に両親を殺された。

そのほかに、仁田（2009）では、もとの文のどの構成要素が受身文の主語として表されるかによって、「まどもの受身（直接受身）」「持ち主の受身」「第三者の受身」の三つに分

けられている。

- ① まどもの受身 洋平ガ 広志ニ 殴ラレタ
- ② 持ち主の受身 憲二ハ 頭ヲ 広志ニ 殴ラレタ
- ③ 第三者の受身 僕ハ 雨ニ 降ラレタ

また、表1が示すように、仁田（2009）は「持ち主の受身」の下位的タイプについて詳しく述べている。

表1

持 ち 主 の 受 身	I 接触場所の持ち主による	①ヲ格名詞の持ち主の取り出し	謙二は <u>肩</u> を小突かれた。
		②ニ格名詞の持ち主の取り出し	僕は客に <u>肩</u> にもたれられた。
		③カラ格名詞の持ち主の取り出し	廊下で謙二は <u>手首から手錠</u> を外され、一ばん奥の部屋に連れ込まれた。
	II 部分・側面の持ち主による	①心的な動きに関わるもの	伴子は自分がいつの間にか左衛子に強く <u>心を惹附けられている</u> のを感じていた。
		②存在の認知に関するもの	北国の港町の、この名もない <u>専門学校は</u> 、その事件のために <u>存在を知られる</u> ようになった。
		③その他のもの	そう考えだすと、 <u>周囲をスパイで取り巻かれ、自分までが監視</u> されているような気がしてきた。
	III 状況のヲ格を持つ		「～。 <u>彼は三、四日前から、部屋を開けていたはずなんだ。</u> 」「～。 <u>だから、昨日戻ったところを殺された</u> 、ということになりますかね。」

2.2 本稿の分類

本稿ではまず、寺村（1982）と同じく意味特徴の角度から日本語受身文を大きく「直接受身文」と「間接受身文」の二つに分ける。

直接受身文は、主語が述語動詞によって表わされる動作（動き）の直接影響を受ける受身文である。また、もとの文のどの構成要素（直接対象か相手か）が受身文の主語と

して表されるかという構文特徴の角度から、「直接受身文」を「直接対象の受身」と「相手の受身」に二分する。「直接対象の受身」はもとになるたちばの動詞のしめす動きの直接対象（「～を」）を主語としてあらわす受身構文である。⁴「相手の受身」はもとになるたちばの動詞のしめす動きの相手（「～に」）を主語としてあらわす受身構文である。⁵

①直接対象の受身

花子は太郎に招待された。←太郎は花子を招待した。 鈴木（1972）

②相手の受身

第二走者は第一走者からバトンを渡された。←
第一走者が第二走者にバトンを渡した。 高橋（2003）

それに対して、間接受身文は、主語が述語動詞によって表わされる動作（動き）の間接影響を受ける受身文である。寺村（1982）では、「間接受身文」には「持ち主の受身」と「第三者の受身」が含まれていると言われている。「持ち主の受身」とは、もとになる動きの対象の持ち主を主語として表す受身構文である。⁶また、仁田（2009）のように、「持ち主の受身」に対して分類を行う。「第三者の受身」とは、もとになる動詞によって迷惑を受ける第三者（もとになる立場の文には登場しない第三者）を主語として表す受身構文である。⁷

③持ち主の受身

花子が財布をすりにすられた。← すりが花子の財布をすった。 高橋（2003）

この能動文における動きの対象（財布）の持ち主（花子）が受身文の主語になり、「すりが財布をすった」という事件の間接影響を受けている。

④第三者の受身

わたしは子供につりざおを振り回された。←子供がつりざおを振り回した。高橋（2003）

この受身文の主語「わたし」がもとの文の構成要素ではなく、第三者として事件（子供がつりざおを振り回した）の外に立つ。しかしながら、「わたし」も事件の影響を間接的に受けているので、このような受身文が「第三者の受身文」と言える。

3 研究方法

本稿では、中日対訳コーパスの日本語の小説から「AはBにCをVれる・られる」とい

⁴ 鈴木重幸 『日本語文法・形態論』 1972 P279～281

⁵ 鈴木重幸 『日本語文法・形態論』 1972 P279～281

⁶ 鈴木重幸 『日本語文法・形態論』 1972 P279～281

⁷ 鈴木重幸 『日本語文法・形態論』 1972 P279～281

う構文形式を持つ実例を収集し、本稿の受身文の分類に基づき分類を試みたい。また、各分類の受身文の数について統計を行い、それぞれの受身文の特徴を考察したいと思う。

コーパスの小説を考察範囲とする理由は、小説は人々の日常生活の言語特徴を反映している最も典型的な代表のためである。

すべての「AはBにCをVれる・られる」受身構文を収集するために、「を」を前単語、「かれ、がれ、され、たれ、なれ、ばれ、まれ、われ、られ」を後単語とし、一つずつ検索を行う。検索結果の数は4621件あったが、有効の受身文数は447件だけである。したがって、本稿の考察対象はこの447件の受身文である。

4 構文形式「AはBにCをVれる・られる」についての受身文

考察結果によると、「AはBにCをVれる・られる」という構文形式をとる受身文が以下の表2のように、直接受身文と間接受身文に分類されることができる。そのうち、持ち主の受身文が270件あり、最も大きな役割（60.40%）を占め、受身文の半分以上を超えている。相手の受身文の数も多く155件にも上っており、直接対象の受身文は10件に過ぎなく、第三者の受身文は10件にも達しないほど低い。

表 2

直接受身	直接対象の受身			10	10	2.24%
	相手の受身			155		34.68%
間接受身	持ち主 の受身	ヲ格持ち主 の受身	AとC＝全体と部 分	256	27 0	60.40%
			AとC＝全体と全 体	4		
		ニ格持ち主の受身		8		
		状況のヲ格持ち主の受身		2		
	第三者の受身			8		
例外	相手と持ち主の受身			4		0.89%

について、森田良行（2002：138）は以下のように述べている。

「格の表す意味が、その動詞の指示内容の成立に必要な内的条件ではなく、その事柄の生起する時や所・手段など外的な状況である場合、たとえ同じ格助詞が並んだとしても意味的に接触しないから、他の格形式に転換しないまま並立することになる。

○公園の中をあちこち探し回る＋迷子を探し回る→公園の中をあちこち迷子を探し回った。

○12時に会う＋彼に会う→12時に彼に会う。

○図書館で勉強する＋テープで勉強する→図書館でテープで勉強する。」

森田良行（2002）によると、同じ助詞が並んだ場合、他の格形式に転換しないまま並立できる条件は二つある。①「格の表す意味が、その動詞の指示内容の成立に必要な内的条件ではない」。②「格の表す意味が、その事柄の生起する時や所・手段など外的な状況である」。言い換えれば、同じ助詞が並んだ場合、この二つの条件を何一つ満たさなければ、他の格形式に転換しなければならない。

先ほど言ったように、能動文（2）’ b、（3）’ b は成立できるのは、受身文におけるヲ格名詞は「その動詞の指示内容の成立に必要な内的条件ではない」ためである。ゆえに、受身文（2）のヲ格も（3）のヲ格も条件①に満たす。

なお、受身文（1）のヲ格名詞「病院」は、その事柄「妊娠した有為子を追い出した」の生起する所ではなく出発点であり、条件②に満たさないから、他の格形式「から」に転換し、対応する能動文も「（Bが）妊娠した有為子を病院から追い出す」になる。ただし、格形式を転換すると、「病院から追い出す」と「病院を追い出す」は微妙に意味が異なっている。そのためには、同じ助詞が並んだ場合、格形式の転換を行うべきかどうか、これから深く考える必要がある。

受身文（2）のヲ格名詞「銀座」は、事柄「大学の教授をしている友達がAを引っ張り回した」の生起する所であり、つまり、「大学の教授をしている友達がAを銀座で引っ張り回した」とも言えるようであるから、条件②に満たす。そこで、他の格形式に転換しなくてもいい。この意味では、「大学の教授をしている友達がAを銀座を引っ張り回した」は非文ではなくなる。もちろん、他の格形式に転換するわけではなく、「Aを銀座を引っ張り回した」も「Aを銀座に引っ張り回した」になりうる。だが、この二つの文の意味は同じではなく、それを区別したほうが良いと思われる。

ゆえに、ヲ格助詞が重なる文が成立できるかどうか、またそのときに格形式を転換すべきかどうかということについては、今後の課題としたい。

4.2 相手の受身

受身文

(4) こういう過去の記憶は今丑松の胸の中に復活した。七つ八つの頃まで、よく他の小供に調戯われたり、石を投げられたりした、その恐怖の情はふたたび起って来た。

『破戒』

(5) 女たちも黒人兵を恐れなくなっていた。黒人兵は時には直接に女たちから食物をあ
たえられた。 『飼育』

(6) 喜助は村人に、道で会うたびに玉枝のことをきかれた。玉枝の前身をことあらためて
披露する必要はなかった。 『越前竹人形』

(7) 八千代は父から何枚かの紙幣を渡された。『あした来る人』

能動文

(4)' 他の子供が丑松に石を投げた

(5)' 女たちが黒人兵に食物を与えた

(6)' 村人が喜助に玉枝のことを聞く

(7)' 父が八千代に何枚かの紙幣を渡した。

受身文： Aが Bに・から CをVれる・られる



能動文： Bが Aに・へ CをVる

このような受身文における動詞の多くは「～が～に～をVる」のように、三項目動詞である。能動文のヲ格名詞とニ格名詞がそれぞれ動詞の直接対象と間接対象(相手)である。能動文のヲ格名詞が受身文の主語として表される文は直接対象の受身文である。例えば、

(4)'' 石が他の子供から丑松に投げられた。

(5)'' 食物が女たちから黒人兵に与えられた。

(6)'' 玉枝のことが村人から喜助に聞かれた。

(7)'' 何枚かの紙幣が父から八千代に渡された。

(4)'' ~ (7)'' は (4)' ~ (7)' 能動文の直接対象の受身文であり、構文形式は「CがAからBにVれる・られる」であるから、本稿の考察対象ではない。しかし、能動文のニ格名詞が受身文の主語として表される文は相手の受身文であり、(4) ~ (7) のように構文形式は「AがBにCをVれる・られる」である。

4.3 持ち主の受身

4.3.1 ヲ格持ち主の受身

4.3.1.1 AとC=全体と部分

受身文

(8) 先生は蒼い透き徹るような空を見ていた。私は私を包む若葉の色に心を奪われていた。

『ころ』

(9) 閑間さん、顔をどこかで打たれましたね。皮が剥けて色が変わっております。痛いでしょう、痛そうです。 『黒い雨』

(10) 丑松は素知らぬ顔、屋外の方へ向いて、物寂しい曇の空を眺めていたが、いつの間にか後の方へ気を取られる。 『破戒』

(11) 柳川庄司というのは本社を神戸に持つ戦前から名前を知られた貿易会社で、戦争のおかげで一時は崩壊同然の憂目を見たが、また三四年前から盛り返して、その存在を現わしてきている。 『あした来る人』

能動文

(8)' 私を包む若葉の色が私の心を奪っている。

(9)' (Bが) 閑間さんの顔を打った。

(10)' 後の方が丑松の気を取る。

(11)' (Bが) 貿易会社の名前を知る。

受身文：AがBにCをVれる・られる



能動文：BがAのCをVる

以上の実例からわかるように、能動文のヲ格名詞の持ち主（私、閑間さん、丑松、貿易会社）が、ガ格に転換し、受身文の主語として表される。このような受身文はヲ格持ち主の受身文であり、持ち主の受身文の中に、さらにすべての「AはBにCをVれる・られる」構文形式の受身文の中に、最も大きな割合を占めているので、典型的な実例であると言える。

このような受身文の中には、AとCは全体と部分の関係である。以下の表が示すように、ヲ格名詞Cには、具体的な名詞（134件）も抽象的な名詞（122件）もあり、それぞれ占める役割は大体同じである。しかしながら、体に関する名詞が107件であり、すべてのヲ格

名詞には 41.80% (107÷256) の役割を占め、具体的な名詞には 79.85% (107÷134) に達している。しかし、なぜ多くのヲ格名詞Cが体に関する名詞であるか。原因の考察は今回の研究対象ではなく、今後の研究課題としたい。

表 3

具体 134 件	体に関する名詞 107 件	心	11 件	63 件
		足	11 件	
		胸	10 件	
		顔	6 件	
		手	6 件	
		鼻	4 件	
		肩	3 件	
		体	3 件	
		軀	3 件	
		耳	2 件	
		喉	2 件	
		首	2 件	
		その他	44 件	
その他	27 件			
抽象	108 件			

4.3.1.2 AとC=全体と全体

受身文

(12) 深い雪の上に晒した白麻に朝日が照って、雪か布かが紅に染まるありさまを考えるだけでも、夏のよごれが取れそうだし、わが身をさらされるように気持よかった。

『雪国』

(13) 自分の未完成や、自分の世間知らずがわかっているだけに、自分をあからさまに知られることに自信がなかった。 『青春の蹉跎』

能動文

(12)' (Bが) Aのわが身をさらす。

(13)' (Bが) Aの自分をあからさまに知る。

受身文：AがBにCをVれる・られる（C＝全体）



能動文：BがAのCをVる

以上のような受身文には、ヲ格名詞Cが主に「自分、わが身」など全体の意味を表し、ガ格名詞A（主語）が第一人称であり、AとCは全体と部分の関係ではなく、全体と全体の関係になる。しかし、AはまだCの持ち主であるので、このような受身文は持ち主受身文に属すると考えられる。

4.3.2 ニ格持ち主の受身

受身文

(14) 男は、脇の下に、ロープをかけられ、荷物のように、再び穴のなかに吊り下ろされた。 『砂の女』

(15) 己は見事に耻を搔かされた、男の面へ泥を塗られた。 『痴人の愛』

(16) それはそれでよかった。しかし母によって野心に火を点ぜられて以来、十七歳の私の目は、時折老師を批判して見るようになっていた。 『金閣寺』

(14)～(16)を補足すると、以下ようになる。

(14)' 男は、(男の) 脇の下に、ロープをかけられる。

(15)' 己は見事に耻を搔かされた、男の面へ泥を塗られた。

(16)' (私が) 母によって (私の) 野心に火を点ぜられる。

能動文

(14)" (Aが) 男の脇の下に、ロープをかける。

(15)" (Aが) 男の面へ泥を塗った。

(16)" 母が私の野心に火を点ぜる。

受身文：Aが(Bに・によって)(Aの)DにCをVれる・られる



能動文：BがAのDにCをVる

以上の例文から見ると、ニ格持ち主の受身文の表面構造が「Aが(Bに・によって)AのDにCをVれる・られる」になり、Dは全体Aの部分を表す。動作主(Bに)がだいたい省略され、ここの「に・へ格」は述語動詞の接触場所を表す、多くのニ格持ち主の受身

文に、動作主二格を省略し、あるいは例⑤のように「によって」で動作主を表す。というのは、二つの二格の間違いを避けるためであると考えられている。

4.3.3 状況のヲ格持ち主の受身

4.3.3.1 C=「～ところを」

受身文

(17) 地面に転がった一人の子は這い起きて、これは跛をひきながら駈け去った。トラックの枠に腰かけていたところを吹き落されたものらしい。 『黒い雨』

能動文

(17)' (Bが)「一人の子がトラックの枠に腰かけていたところ」を吹き落す

受身文：Aが～しているところをVれる・られる



能動文：BがAが～しているところをVする

4.3.3.2 C≠「～ところを」

受身文

(18) 自分は入院中をやられて、一人でここへ来たのであります 『野火』

能動文

(18)' (Bが)「自分の入院中」をやる

受身文：Aが～中をVれる・られる



能動文：BがAの～中をVする

状況のヲ格持ち主の受身文は2件しか収集されないが、以下のように、仁田（2009）ではこれについて詳しく説明してくれている。

「受身文のガ格と状況のヲ格には、状況のヲ格で表わされている事態・出来事が、ガ格によって表わされている存在によって引き起こされたものである、ということにおいて、分離不可能な全体・部分（側面）の関係にある。その意味で、このタイプの受身にあっても、受身文ガ格は、ヲ格で表わされる事態の分離不可能な持ち主である、ということにな

る。」

実例(17)には、状況のヲ格で表わされている事態(トラックの柵に腰かけていたところ)が主語「一人の子」と分離不可能な全体・部分(側面)の関係である。この文を補足すると、「一人の子は(彼の)トラックの柵に腰かけていたところを吹き落された」という文になる。実例(18)も同様に、「自分は(自分の)入院中をやられた」という文になりうる。

4.4 第三者の受身

受身文

(19) 伊三郎が出た留守は戸に鍵をかけられ、里子は八条の軒のひくい長屋の暗い奥で待っていたものだ。 『雁の寺』

(20) 覚えていますわよ。女は夫に自分より大切なものを持たれたら、やりきれないわ。
『あした来る人』

(21) そう言って、もう二重廻しをひっかけ、下駄箱から新しい下駄を取り出しておはきになり、さっさとアパートの廊下を先に立って歩かれた。 『斜陽』

能動文

- (19)' 伊三郎が戸に鍵をかける
- (20)' 夫は女より大切なものを持つ
- (21)' Bがアパートの廊下を先に立って歩いた。

受身文：AがBにCをVられる。

能動文：BがCをVる

(19)～(21)受身文の中のが格名詞「里子」「女」「私」が、もとの能動文に存在しなく、新たに導入された第三者として、述語動詞の間接的な影響を受けている。そのために、これらの受身文が第三者の受身文に属する。

4.5 相手と持ち主の受身

受身文

(22) 殊に父はその母から責任を追及され、さらにその子からも責任を追及される。

『青春の蹉跌』

(23) 殊に父はその母から責任を追及され、さらにその子からも責任を追及される。

『青春の蹉跌』

(24) そのとき私は気づいたのだが、老師のそのうずくまった姿は、僧堂入衆の歎願を拒まれた行脚僧が、玄関先で終日自分の荷物の上に頭を垂れて過ごすあの庭詰の姿勢に似ていた。

『金閣寺』

(25) わかりました。田村一等兵はこれより直ちに病院に赴き、入院を許可されない場合は、自決いたします

『野火』

能動文

(22)' その母が父に責任を追及する

(22)" その母が父の責任を追及する

(23)' その子が父に責任を追及する

(23)" その子が父の責任を追及する

(24)' (Aが) 行脚僧に僧堂入衆の歎願を拒んだ

(24)" (Aが) 行脚僧の僧堂入衆の歎願を拒んだ

(25)' (病院が) 田村一等兵に入院を許可しない。

(25)" (病院が) 田村一等兵の入院を許可しない。

受身文： AがBに・からCをVれる・られる



能動文： BがAにCをVる

受身文： AがBに・からCをVれる・られる



能動文： BがAのCをVる

以上のように、(22)～(25)の能動文の形式は二つの可能性があると考えられている。能動文(22)'～(25)'であったら、能動文の二格名詞を主語として表す受身文は相手の受身文になり、能動文(22)"～(25)"であったら、能動文のヲ格名詞の持ち主を主語として表す受身文は持ち主の受身文になる。したがって、このような受身文は相手の受身文に属するし、持ち主の受身文にも属する。

受身文の分類を判断するとき、多くの場合は受身文とそれに対応する能動文を比較して

から、受身文の分類を決める。しかし、(22)～(25)の受身文に対応する能動文が二つの可能性があるとき、受身文の分類を判断しにくくなる。そこで、ほかに、何かいい分類方法があるのだろうか。これも今後の研究課題として検討を続けたいと思う。

5 まとめ

「AはBにCをVれる・られる」という構文形式を取る受身文には直接受身文も間接受身文もある。その受身文の中に、持ち主の受身文は半分以上を占めている。それに対応する能動文のヲ格名詞あるいはニ格名詞の持ち主が持ち主の受身文の主語になる。また、名詞Cの多くは体に関する名詞である。それに次いで、相手の受身文も三分の一に達しており、動詞Vは一般的に「～が～に～をVる」のように三項目動詞である。能動文のニ格がガ格に転換し、受身文の主語になる。しかし、持ち主の受身と相手の受身と比べて、直接対象の受身と第三者の受身の数は5%にも満たなく、少ないのである。その結果を改めて整理すれば、次ページの表4のとおりである。

今回の考察は中日対訳コーパスの小説の実例しか収集しなく、データとしては十分であると言いきれない。今後は、持ち主の受身文の「AはBにCをVれる・られる」という構文形式に対応する中国語の訳語を考察したい。中国語の角度から、日本語の持ち主の受身文を見直し、その構文特徴と意味特徴についてもっと深く研究を試みたいと思う。


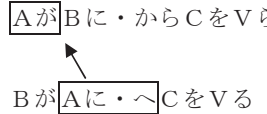
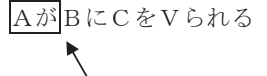
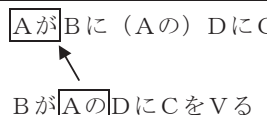
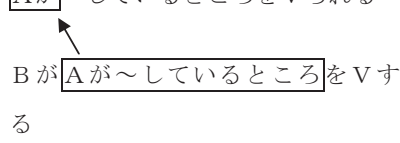
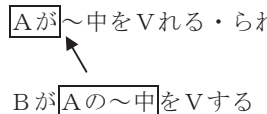
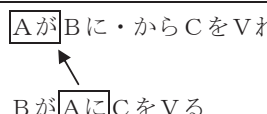
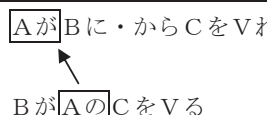
参考文献

- [1] 鈴木重幸. 日本語文法・形態論. 東京: むぎ書房, 1972
- [2] 寺村秀夫. 日本語のシンタクスと意味 I. 東京: くろしお出版, 1982
- [3] 森田良行. 日本語文法の発想. 東京: ひつじ書房, 2002
- [4] 高橋太郎. 日本語の文法. 東京. ひつじ書房, 2003
- [5] 仁田義雄. 日本語の文法カテゴリをめぐって. 東京: ひつじ書房, 2009

(ちえん・るーちん/杭州師範大学外国語学院日本語科修士課程)

(りゅうちえんちえん/杭州師範大学)

表 4

直接受身	直接対象の受身		<p>AがBにCをVられる。</p>  <p>BがAをVる BがAをCにVる</p>	
	相手の受身		<p>AがBに・からCをVられる</p>  <p>BがAに・へCをVる</p>	
間接受身	持ち主の受身	ヲ格持ち	AとC=全体と部分	<p>AがBにCをVられる</p> 
			AとC=全体と全体	<p>BがAのCをVる</p>
	ニ格持ち主の受身		<p>AがBに(Aの)DにCをVられる</p>  <p>BがAのDにCをVる</p>	
	状況のヲ格持ち主の受身	C=「～ところを」		<p>Aが～しているところをVられる</p>  <p>BがAが～しているところをVする</p>
		C≠「～ところを」		<p>Aが～中をVれる・られる</p>  <p>BがAの～中をVする</p>
第三者の受身		<p>AがBにCをVられる。</p> <p>BがCをVる</p>		
特別	相手と持ち主の受身		<p>AがBに・からCをVれる・られる</p>  <p>BがAにCをVる</p>	
			<p>AがBに・からCをVれる・られる</p>  <p>BがAのCをVる</p>	